

# リズムニュース

米沢市立病院

循環器科

第20号2014年5月

## 障害認定基準の見直しについて

現在ペースメーカー植え込みの方は一律に身体障害者の申請をして1級認定をもらっておりますが、2014年4月より新規にペースメーカー植え込みを行う方に関しては、障害の程度により認定基準の見直しを行うこととなりました。具体的には

- 1) 植え込み時にその障害の程度により1級、3級、4級で申請します。
- 2) 3年以内に再認定を行います。

この制度はペースメーカーを植え込むことによって、日常生活活動の制限が改善される可能性が高いことを踏まえ、3年以内に再認定を行い、より現実に即した認定を行うために見直しされました。

しかし、2014年4月前に初回植え込みした方は、今までどおりですのでご注意ください。また4月以降に電池交換する方も今迄通り1級で見直しはありません。



## 心臓機能障害の認定基準

<ペースメーカー植え込み直後>

**1級**:ペースメーカーなどへの依存が絶対的なもの

(当院ではほとんどの方がこれにあたります。植え込み型除細動器など予防的に植え込みする方の場合は異なります。)

**3級**:ペースメーカーなどへの依存が相対的なもので、

ある基準以上の運動ができない方

**4級**:ペースメーカーなどへの依存が相対的なもので、

ある基準以上の運動ができる方

<再認定時>

3年以内に再認定を受けます。再認定をうける時の運動能力により等級が変わる可能性があります。身体障害者手帳を最初に交付される時、審査を実施する年月が手帳に記載されていますので確認してください。



心臓機能障害の認定には2級がありません。1、3、4級だけなんです。不思議ですね。